



県章

山形県公報

令和7年1月10日（金）

第568号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…11
- 農地を利用する権利の設定の裁定……………（農業経営・所得向上推進課）…12
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…13
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…14
- 公共測量の終了の通知……………（農村計画課）…同
- 土地改良区の解散……………（村山総合支庁農村計画課）…15
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）…同
- 同……………（同）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…16
- 公共測量の終了の通知……………（県土利用政策課）…同
- 同……………（同）…同
- 道路の位置の指定……………（村山総合支庁建築課）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（置賜総合支庁建築課）…同

公 告

- 令和7年山形県保育士試験の実施……………（子ども育成支援課）…17
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（会計局）…同

正 誤

告 示

山形県告示第9号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	廃止年月日
合同会社WADA I 酒田市みずほ一丁目19番地の1	放課後等デイサービス アルク 酒田市みずほ一丁目19番地の1	放課後等デイサー ビス	令和 6.12.31

山形県告示第10号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和7年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
酒田市前川字前田284番	田	336
酒田市前川字前田285番	田	241
酒田市前川字前田286番	田	2,409

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
耕作すること	令和7年3月	10年	238,880円

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局酒田支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

山形県告示第11号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和7年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
酒田市泥沢字大峯136番	畑	5,722

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
耕作すること	令和7年3月	5年	57,220円

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局酒田支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

山形県告示第12号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和7年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
東田川郡庄内町千河原字野中255番1	田	382
東田川郡庄内町千河原字野中256番	田	1,010
東田川郡庄内町千河原字野中257番	田	508

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
耕作すること	令和7年2月	5年	95,000円

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局酒田支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

山形県告示第13号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和7年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
東田川郡庄内町槇島字五里塚149番	田	972
東田川郡庄内町千河原字前野510番	田	511
東田川郡庄内町千河原字前野537番	田	1,854
東田川郡庄内町千河原字前野538番	田	3,003
東田川郡庄内町千河原字野中308番	田	2,986
東田川郡庄内町千河原字中割490番	田	3,885

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
耕作すること	令和 7 年 2 月	5 年	660, 550円

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局酒田支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

山形県告示第14号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第 2 項において読み替えて準用する同法第39条第 1 項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和 7 年 1 月 10 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
東田川郡庄内町槇島字中台220番	田	3, 014
東田川郡庄内町槇島字中台221番	田	4, 125
東田川郡庄内町槇島字中台222番	田	4, 076
東田川郡庄内町千河原字前野250番 4	田	562
東田川郡庄内町千河原字前野500番	田	409

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
耕作すること	令和 7 年 2 月	5 年	600, 870円

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局酒田支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

山形県告示第15号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和 7 年 1 月 10 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

西置賜郡飯豊町大字白川地内

2 公共測量を実施した期間

令和 6 年 9 月 24 日から同年 12 月 20 日まで

3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第16号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、土地改良区が次のとおり解散した。
令和 7 年 1 月 10 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
荒谷土地改良区
- 2 事務所の所在地
天童市大字荒谷57番地
- 3 解散年月日
令和 6 年 9 月 29 日

山形県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 1 月 10 日から同月 24 日まで縦覧に供する。
令和 7 年 1 月 10 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
飽海郡遊佐町吹浦字西浜 2 番 7 から 同 まで	旧	38.9 メートル } 31.2	17 メートル
同 上	新	37.5 メートル } 29.2	同 上

山形県告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 1 月 10 日から同月 24 日まで縦覧に供する。
令和 7 年 1 月 10 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 田沢下新田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市小林字下之森90番26から 同 90番11まで	旧	29.0 メートル } 24.1	32 メートル
同 上	新	33.8 メートル } 24.1	同 上

山形県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和7年1月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和7年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 田沢下新田線
- 2 供用開始の区間 酒田市小林字下之森90番26から
同 90番11まで
- 3 供用開始の期日 令和7年1月10日

山形県告示第20号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
新庄市本合海～最上郡戸沢村蔵岡地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和6年4月17日から同年12月2日まで
- 3 作業の種類
公共測量（車載写真レーザ測量による地形測量）

山形県告示第21号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
山形県（1級河川赤川流域）
- 2 公共測量を実施した期間
令和6年9月17日から同年12月20日まで
- 3 作業の種類
公共測量（2級水準測量）

山形県告示第22号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

令和7年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第230号
- 2 指定の場所 寒河江市大字島字島西4番1の一部、8番の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長 43.55メートル
- 4 指定年月日 令和6年12月26日

山形県告示第23号

次の開発行為は、完了した。

令和7年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号

令和6年11月25日 指令置総建第57号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東置賜郡川西町大字上小松字佐藤屋敷4021番、4022番、字観音下4024番3、4025番、4026番1、4026番2、4026番5、4026番6、4027番1の一部、4027番5の一部、4027番6、4027番7、4027番8、4027番9、4032番、4033番1、4033番2、4034番1、4041番1、4041番2、4041番3、4041番4、4042番1、4042番2、4043番1、4043番2、4044番1、4044番2、4044番3、4045番1、4045番2、4045番3、4046番1、4046番2、4046番3、4047番1、4047番2、4047番5、4047番6、4077番3、4078番の一部、4079番2、4080番の一部、4081番1、4081番2

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

東京都品川区東大井五丁目23番37号 三菱鉛筆株式会社

公 告

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定により、保育士試験を次のとおり実施する。

令和7年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

区 分	期 日	時 間	場 所
筆記	令和7年4月19日（土）	午前11時から午後5時まで	別途指定する。
	令和7年4月20日（日）	午前10時から午後4時30分まで	
実技	令和7年6月29日（日）	別途指定する。	別途指定する。

2 受験手続

次のいずれかの方法によること。

(1) 郵送による受験申請

受験申請書を令和7年1月9日（木）から同月29日（水）までの間に東京都豊島区高田三丁目19番10号一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに簡易書留により提出すること（令和7年1月29日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

(2) オンラインによる受験申請

令和7年1月9日（木）午前10時から同月29日（水）午後5時までの間に一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターのホームページにおいて、受験申請を完了すること。

3 その他

(1) 令和7年保育士試験受験の手引及び受験申請書の配布を希望する者は、「手引請求」と朱書きした封筒に、宛先明記の返信用封筒（角形2号）を封入して郵送する方法により、令和7年1月17日（金）までの間に一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに請求すること。

(2) 詳細については、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（電話0120(4194)82）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び数量 ハイリフトローダー 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723

- 3 落札者を決定した日 令和6年11月11日
- 4 落札者の名称及び所在地 第一実業株式会社 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
- 5 落札金額 81,994,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和6年10月22日

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 2. 12. 4	第161号	1199	下から4	法律第299号	法律第229号
同	同	1200	下から12	法律第299号	法律第229号
令和 3. 6. 4	第210号	619	下から5	法律第299号	法律第229号
令和 4. 3. 8	第286号	182	29	法律第299号	法律第229号
同	同	183	2	法律第299号	法律第229号
同	同	同	23	法律第299号	法律第229号
同 4. 5	第294号	334	9	法律第299号	法律第229号
同 11. 18	第356号	1090	11	法律第299号	法律第229号
令和 5. 3. 7	第385号	154	16	法律第299号	法律第229号
同	同	同	下から11	法律第299号	法律第229号
同 11. 7	第452号	1130	2	法律第299号	法律第229号
同	同	同	25	法律第299号	法律第229号
同	同	1131	2	法律第299号	法律第229号
同	同	同	23	法律第299号	法律第229号
令和 6. 3. 5	第483号	196	20	法律第299号	法律第229号
同 4. 2	第491号	405	下から10	法律第299号	法律第229号
同 8. 30	第533号	904	29	法律第299号	法律第229号